

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録における総合評点の付与に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程（平成13年宮城県告示第727号。以下「規程」という。）第5条の2第1項第2号イの規定に基づき、総合評点の付与に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 規程第5条の2第1項第2号イに規定する災害応急工事に係る工事成績調書への対応を希望する者は、入札参加登録の申請時又は総合評点及び等級格付の変更に係る書類の提出時に、別記様式を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、平成28年1月1日から施行し、第2条の規定は、平成27年1月1日以後に完成検査を受けたものについて適用する。

(経過措置)

2 平成28年度における建設工事執行規則（昭和39年宮城県規則第9号）第5条第2項による入札参加登録に係る申請については、なお従前の例による。